

平成 30 年 10 月

関係者 各位

社会福祉法人 湯沢町社会福祉協議会
会長 佐久間 知良

平成 30 年度歳末助け合い慰問事業について（お知らせ）

湯沢町社会福祉協議会では、毎年年末にかけ「歳末助け合い慰問事業」を実施しています。**自己申請**になりますので、対象世帯で希望する方は社協事務局まで手続きください。

この事業は、低所得世帯又は高齢や身体的理由により就労が困難で生活が困窮していると認められる世帯に対し、歳末助け合い募金の配分金を原資とする金品による支援を行い新年を迎えるにあたっての激励を目的としています。

[対象世帯]

- (1) 低所得世帯及び生活困窮世帯
 - ア. 世帯の所得が低いと認められる世帯
 - イ. 災害や交通事故等で、現に生計の中心者が就労できない世帯
- (2) 母子世帯・父子世帯
 - ア. 18 歳未満の被扶養者を有する母子・父子のみの世帯
 - イ. 18 歳未満の被扶養者を有する 65 歳以上の世帯
- (3) 障がい者や寝たきり者と同居世帯
 - ア. 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級該当者と同居する世帯
 - イ. 3 か月以上の寝たきり者（要介護 3 以上）と同居する世帯
- (4) 高齢者世帯
 - 70 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
- (5) その他
 - 地区担当民生委員の推薦で会長が必要と認めた世帯
 - ※ 湯沢町に住所を有する方に限ります。
 - ※ 生活保護世帯は対象になりません。
 - ※ 施設（グループホーム含む）や病院に入所・入院している方は対象になりません。

[申請方法]

所定様式の申請書にご記入の上、社協窓口または地区担当民生委員に提出ください。

申込〆切・・・10月31日（水）必着まで

[慰問の時期と方法]

11 月下旬までに民生委員児童委員が激励訪問し

町内の商店で利用できる 5,000 円の金券（福祉券）を贈呈します。

期限内に必ずご利用ください。

ご自分で手続きすることが難しい方は、お気軽にご相談ください。地区担当民生委員もお手伝い致します。

[問合せ] 湯沢町社会福祉協議会 事務局担当：笹木 （TEL）784-4111



— この事業は、赤い羽根共同募金による配分金で実施されています —